

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 税務調査手続きの法定化と実務に与える影響

2011年12月に公布された「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」において、税務調査手続きが法定化され、2013年1月1日から実施されます。

〈実施される項目〉

項目	改正前	改正後	摘要
1 事前通知	規定なし	納税義務者及び税務代理人に次の項目を事前通知 ①調査を開始する日時 ②調査を行う場所 ③調査の目的 ④調査対象税目 ⑤調査対象期間 ⑥調査の対象となる帳簿書類 ⑦その他一定の事項	・1及び2①は2012年10月1日以後に開始する調査から先行的に実施されています。 ・合理的な理由がある場合には、事前通知の際に調査日時及び場所の変更の協議を求めることができます。
2 調査後指摘事項がある場合の通知等	規定なし	①修正申告等を行った場合には不服申立てはできないが、更正の請求はできる旨の説明及び書面を交付 ②調査結果の説明の義務化	・「通知」及び「説明」は書面による必要はなく、面前や電話による口頭等になります。
3 処分理由の附記	青色申告者に対する更正処分等に限定	青色申告者以外の者に対する更正処分その他の処分に拡大	
4 調査後指摘事項がない場合の通知	規定なし	書面による通知の義務化	
5 提出書類の留置き	規定なし	納税者の承認を得たうえで、提出された帳簿書類等の預かりが可能(納税者が希望する場合には速やかに返還)	
6 同一年度の再調査	規定なし	新たな情報により非違があると認める場合には再調査の実施が可能	

お見逃しなく！

- 調査の適正な遂行に支障を及ぼすと判断された場合には、事前通知は行われません。
- 更正の請求は、原則として法定申告期限から5年間することができます。
- 従来通り、税務署長等の処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から2カ月以内に異議申立てをすることができます。なお、青色申告書に係る更正処分に不服があるとき等は、異議申立てをせずに、直接、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。